

2019年度総会資料



特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

目 次

ページ

I	2018年度（平成30年度）の基本方針に沿って	1
II	経過報告・運営	3
III	2018年度（平成30年度）事業実施報告 事業実施報告	4
IV	2018年度（平成30年度）決算報告 活動計算書 貸借対照表 財産目録 監査報告書	14 15 16 17
V	2019年度 基本方針・事業計画 2019年度 基本方針 2019年度 事業計画 2019年度 活動予算書 2019年度 役員	18 23 24
<再録資料> 設立趣旨書 定 款		i ii

2018年度（平成30年度）基本方針に沿って

子どもの権利条約第3条にある「子どもの最善の利益」及び31条「子どもが文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重」の理念に沿って、地域の活動団体や市民と連携を図りながら、一人ひとりの「子どもの育ち」に関心を持ち子どもとおとなが共に育ちあう場を作ります。

- 1) 「子どもの文化」に関する事業を行い、市民と共に子どもの社会参画のための事業を推進します。
- 2) 宮崎県内の子どもに関する諸団体とのネットワークを広げ、市民団体・企業・行政と協働し、子どもの成長を見守ります。
- 3) 地域に根差した活動を推進するために、指定管理事業、受託事業、補助事業、助成事業、自主事業などを通して行政や企業、財団などと協働しながら、人との出会いや子どもたちの体験事業を充実させます。

[総括]

今年度も様々な団体や、講師の方、みやざき子ども文化センターを利用してくださる保護者の方々のご意見や感謝の言葉に元気をもらうことができました。厚くお礼を申し上げます。

平成の30年が終わり、令和の時代を迎えることになりました。NPO法人みやざき子ども文化センターも20年を目の前に転換の時期を迎えております。この18年間は子どもたちの豊かな体験と、様々な人との出会いや安全な居場所としての拠点を作ってきました。

しかし、近年働き方改革により就労家庭が多くなり、子どもたちへの保護者の関わりが気になり始めました。キッズ・アート・アカデミー等での子どもの参加者が集まりにくくなっており、放課後に学習塾やお稽古事への参加なども保護者の時間に合せた子どもの行動があるように思います。この忙しさが子どもたちの日常をよく見ていない、関わり方が少ないなど保護者の変化が子どもたちの日常に苛立ちがあるのを感じます。

格差社会と言われ、「子どもの貧困」対策が大きく取り上げられています。制服を買う事ができない、修学旅行に行くお金が払えない、高校、大学に進学できないなど子どもたちの夢や希望が果たせない現状が多くあります。目に見えない貧困だけに地域の中でも「そんな子どもたちはいません」などと言われ、貧困の根深さを感じています。

このような中、今年度は「支え合いの地域づくりネットワーク」としてNPO法人みやざきママパパhappyとみやざき子ども文化センターでJVを組み子どもの居場所作り、地域の居場所としての「子ども食堂」の普及に取り組み始めました。11月からの取り組みではありましたが、12ヶ所の居場所が作られています。誰でも参加できる場所として子どもから大人、高齢者、障がい者まで、食でつながる地域の居場所、新しいコミュニティの場として注目されています。

昨今の人手不足は当団体でも例外ではなく、保育士等の確保（特に児童クラブの運営）に苦慮しています。人件費の高騰、事業費のカットが毎年続く中、人手の確保、また長期勤務している職員の賃金アップなどとても難しい状況にあります。2019年度は、指定管理の切り替え時期でもあり、事業費の協議をしっかりと行っていくべきだと考えています。

みやざき子ども文化センターとして、またNPOとして先駆的な事業、行政ではできないが必要と思われる事業に積極的に取り組んできました。さらに助成金などを申請し人権課題や子どもの体験事業など様々な団体と協力しながら実現してきました。しかし、人件費を経費としてみられず、今期は全体的に厳しい収支となりました。見通しも甘かったところがあったのではないかと思います。必要な事業をどのように積算をしていくのか、丁寧な取り組みをしていきたいと思います。職員一人ひとりが、みやざき子ども文化センターの理念を理解し、これからのみやざき子ども文化センター像を作っていくよう研修などを通じて深めていきたいと思います。

Ⅱ 経過報告・運営

1. 経過報告

平成12年	3月29日	NPO法人設立準備室発足会議	7回
平成12年	6月24日	NPO法人みやぎ子ども文化センター設立総会	
平成12年	6月30日	特定非営利活動法人の申請	
平成12年	9月11日	認証	
平成12年	9月25日	登記完了	特定非営利活動法人となる
平成12年	12月1日	橘通りに事務所開設	
平成13年	6月25日	平成13年度通常総会	
平成14年	5月27日	平成14年度通常総会	
平成15年	5月26日	平成15年度通常総会	
平成16年	4月26日	平成16年度通常総会	
平成17年	5月31日	平成17年度通常総会	
平成18年	5月27日	平成18年度通常総会	
平成19年	6月2日	平成19年度通常総会	
平成20年	5月30日	平成20年度通常総会	
平成21年	5月26日	平成21年度通常総会	
平成22年	5月28日	平成22年度通常総会	
平成23年	5月23日	平成23年度通常総会	
平成24年	5月28日	平成24年度通常総会	
平成25年	5月27日	平成25年度通常総会	
平成26年	5月30日	平成26年度通常総会	
平成27年	5月29日	平成27年度通常総会	
平成28年	5月30日	平成28年度通常総会	
平成29年	5月26日	平成29年度通常総会	
平成30年	5月25日	平成30年度通常総会	
2019年	5月24日	2019年度通常総会	

2. 運営に関する事項

i 第1回理事会

日 時 2019年5月24日（金） 11:00～12:00
場 所 シャトーレストラン ベルエポック
出 席 理事 9名 監事 1名 委任状 2名
議事内容 ・2018年度事業報告・決算報告
・2019年度基本方針・事業計画・収支計画
・2019年度収支予算

ii 2019年度通常総会

日 時 2019年5月24日（金） 12:15～14:10
場 所 シャトーレストラン ベルエポック
出 席 正会員 10名 委任状 4名
議事内容 ・2018年度事業報告・決算報告
・2019年度基本方針・事業計画・収支計画
・役員について

Ⅲ 2018年度（平成30年度）事業実施報告

1. 基本方針

子どもの権利条約第3条にある「子どもの最善の利益」及び31条「子どもが文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重」の理念に沿って、地域の活動団体や市民と連携を図りながら、一人ひとりの「子どもの育ち」に関心を持ち子どもとおとなが共に育ちあう場を作ります。

- 1) 「子どもの文化」に関する事業を行い、市民と共に子どもの社会参画のための事業を推進します。
- 2) 宮崎県内の子どもに関する諸団体とのネットワークを広げ、市民団体・企業・行政と協働し、子どもの成長を見守ります。
- 3) 地域に根差した活動を推進するために、指定管理事業、受託事業、補助事業、助成事業、自主事業などを通して行政や企業、財団などと協働しながら、人との出会いや子どもたちの体験事業を充実させます。

事業実施に関する事項

《 参照 》 【特定非営利活動に関わる事業】 定款第5条

- (1) 子どもの自主的な活動と社会参画への支援事業
- (2) 舞台芸術、表現活動に関する普及事業
- (3) 子どもの権利条約の実現に関する推進事業
- (4) 子どもと文化に関する研究、人材育成、講演会などの企画運営事業
- (5) 子育てに関する支援事業
- (6) 子どもの文化の発信と、子どもと文化に関する市民組織とのネットワークづくり
- (7) その他、この法人の目的達成のために必要な事業

2. 事業実施

実施期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日

- 2-1. 指定管理事業、受託事業、補助事業、助成事業、自主事業を「子どもの育ちや子育て支援」、「子どもの文化芸術の振興」などを重点に地域と協働しながら居場所づくりや体験事業の充実を図る。

【指定管理事業】

宮崎市田野児童センター・宮崎市きよたけ児童文化センター・みやざきアートセンターの指定管理者として行政と協働しながら地域との連携も視野に入れ充実した事業内容にする。

0歳から18歳までの子どもの安全な居場所づくりや体験活動の充実を図る。

□宮崎市「田野児童センター管理運営（宮崎市田野地域子育て支援センター運営含む）」

実施日：月曜日～土曜日(祝祭日・年末年始を除く)

登録人数：210名

来館者数：25,628名

イベント実施回数：152回 参加者数：4,211名

TANO寺子屋事業（主催：田野まちづくり協議会、TANO寺子屋チーム）など実施

協力：宮崎大学教育学部・宮崎国際大学・宮崎医療管理専門学校・田野まちづくり協議会

広報：TANOにこにこ通信（12回）月708部発行

＜宮崎市田野地域子育て支援センター運営＞

実施日：火曜日～土曜日（祝祭日・年末年始を除く）

来館者数：4,010名

イベント実施回数：70回 参加者数：1,353名

広報：田野しい子育て通信（12回）月500部発行

□宮崎市「きよたけ児童文化センター管理運営」

実施日：火曜日～日曜日（祝祭日は開館、翌日休館・年末年始休館）

図書貸し出し数：13,871冊

イベント実施回数：352回 参加者数：11,633名

来館者数：43,314名

内容：こわ～いお話会、おいでおいで子どもフェスタ及びワークショップなど実施

広報：すずしろ（11回）月5,000部発行

□「みやざきアートセンター運営」（NPO法人宮崎文化本舗との共同体 みやざき文化村）

実施日：月曜日～日曜日（年末年始を除く）

事業内容：・新海誠展「ほしのこえ」から「君の名は」まで

・MOE 40th Anniversary

島田ゆか・酒井駒子・ヒグチユウコ・ヨシタケシンスケ・なかやみわ5人展

・長くつ下のピッピの世界展

・第43回宮崎市美術展

・第50回宮日ジュニア展

・第23回NHKハート展

・第8回みやにち夢ひろがる小品展

・アートボックス

・教育普及事業、太陽の広場運営

入場者数：129,543名

【受託事業】

国、宮崎県、宮崎市、財団等からの委託や補助事業について、協働しながらより良い事業の推進を図る。

□宮崎市「児童クラブ運営業務」

実施日：月曜日～土曜日（祝祭日・年末年始を除く）

【江平児童クラブ（2クラブ）、江平第二児童クラブ】

登録者：78名（江平児童クラブ）、46名（江平第二児童クラブ）

利用者数：延べ23,385名

イベント実施回数：122回（江平児童クラブ）、133回（江平第二児童クラブ）

【田野児童クラブ】

登録者：25名

利用者数：延べ3,363名

イベント実施回数：214回

□宮崎市「生き生き地域子育て活動応援事業 in 田野児童センター業務」

地域の高齢者などの知恵や経験を織り込んだ講座や世代間交流等を開催し、「地域と子育て家庭の連携推進」や「元気な高齢者が活躍できる場の創出」等を図ることにより、子どもを地域社会全体で育て支える仕組みづくりを促進していく。

①平成30年 9月 1日(土)「夏の終わりの夕涼み会」

参加者数：116名

②平成30年12月15日(土)「クリスマス会」

参加者数：147名

③平成31年 1月21日(月)「田野の自然を学ぼう！」

参加者数：32名

□宮崎市「平成30年度ふるさと文化学習支援事業」

芸術文化に秀で、個性豊かな人生経験を有する講師の指導の下、体験学習や心の交流を通して、児童生徒の「豊かな表現力」「主体性」「郷土愛」を醸成することにより、児童生徒の無限の可能性を引き出すことを目的とする。

実施回数：136回 実施単位数：269単位

実施小学校数：28校 実施中学校数：4校

参加児童・生徒数：4,192名

□宮崎市「平成30年度小中学校芸術鑑賞派遣事業」(「宮崎市スクールコンサート事業」より名称変更)

児童生徒のところに生の音楽や、演劇を届けることにより非日常の世界をつくり、仲間と一緒に共感しあう場をつくる。

実施校：28校(29ステージ) 小学校18校・中学校9校・支援学校1校

公演団体：15団体

参加者数：10,764名

□宮崎市「平成30年度夢創り人活性化事業」

生涯学習ボランティア(夢創り人)を活用し、ともに学習することにより、市民の意欲の向上・学習機会の充実を図る。

登録者数：131名(個人)・35団体 実施回数：246回

参加者数：10,064名

実施団体：学校(小・中・高)、PTA家庭教育学級、子ども会、児童館・児童クラブ、育児サークル、幼稚園、保育園、デイサービス等高齢者関連施設、病院、企業、自治会等

□宮崎市「こどもきらめく音の祭典開催業務」

未就学児から楽しめる第23回宮崎国際音楽祭関連イベント。

実施日：平成30年5月4日(金・祝)

出演：ゲスト 山内達哉(ヴァイオリン)・大河内淳矢(尺八)

入場者数：800名

□宮崎市「子どもアート創作展開催業務」

作品の制作や鑑賞を通して、子どもたちの文化芸術に親しむ心や想像力を引き出し、生きる力を育む「こどもアート祭」の開催。

「こどもアート祭～お面や提灯、うちわやハッピーを自分で作ってお祭りを楽しもう！～」

日時：平成30年10月21日(日) 場所：宮崎科学技術館多目的ホール

参加アーティスト：後藤麻夫、大泉佳広、大野匠、椎俊一、原井静香、酒井美由紀

参加者数：320名

□宮崎県「平成30年度ファミリー・サポート・センターのアドバイザー資質向上及び広報事業実施業務」

県内のファミリー・サポート・センター事業の円滑化のため、ファミリー・サポート・センターアドバイザーの資質向上、市町村担当者等を対象とした研修の実施。また、ファミリー・サポート・センターの事業広報を行う。

①ファミリー・サポート・センター アドバイザー研修会

日時：平成30年11月15日(木) 場所：宮崎県企業局 県電ホール

内容：「みんなはどうしてる？現場の困りごと」

「子どもの日常について～メディア接触、LGBT等」

参加者数：18名

②市町村職員及びアドバイザー全体研修

日 時：平成31年2月26日（火） 場 所：みやざきNPO・協働支援センター
内 容：「子育てが多様化する中での保護者への対応」

「活動中の防災について～日頃の備えを考える」

参加者数：21名

③地域住民に対するファミリー・サポート・センター周知広報

冊子配布数：18,000部

配 布 先：保育所、幼稚園、認定こども園、児童クラブ、児童館、子育て支援センター、小児科等

□宮崎県医師会「女性医師保育支援サービスモデル事業実施業務」

子育て中の女性医師等の一時的な子どもの預かり、保育サポート支援。

- ・サポート会員養成講座実施
- ・サポート会員のシフト制による援助体制の充実

利用実績数：233件（通常預り218件、病後児預かり15件） 預かり人数：延べ244名

利用会員数：53名 サポート会員数：22名

□宮崎県「里親普及促進センター運営業務」

社会的養護が必要な児童の養育について、より家庭的な環境で愛着形成を図ることができる里親等への委託を推進。希望者からの相談窓口対応、里親制度の普及啓発、里親希望者への研修実施、里親委託等推進員を通して家庭訪問等の里親支援業務を実施。

①相談窓口 相談件数：58件（来所28件、電話19件、キャンペーン6件、説明会4件、PR活動1件）

②里親制度普及啓発講演会

日 時：平成31年3月2日（土） 場 所：宮崎県企業局 県電ホール
テ ー マ：気づいてほしい子ども達のこと 知ってほしい「里親制度」のこと
～地域（つながり）が子どもを育む～

参加者数：62名

③里親制度説明会（市町村）県内6市町村にて開催

参加者数：33名

④出前講座 9回開催

参加者数：246名

⑤里親研修実施

参加者数：27世帯42名（基礎研修）、19世帯28名（登録前研修）、25名（更新研修）

□宮崎県平成30年度人権啓発活動協働推進事業（性的少数者に関する人権課題）

「演じてみよう！『きみのなまえ』」

性的少数者や他の社会的少数者の立場が描かれている脚本「きみのなまえ」（作・永山智行）の朗読劇を通して、啓発活動、理解を深めるとともに当事者の子どもたちにも身近に理解者がいることを知ってもらう。

①朗読劇ワークショップ 演じてみよう「きみのなまえ」（全2回）

日向会場：平成30年8月12日（日）、日南会場※：平成30年9月30日（日）、

都城会場：平成30年10月28日（日） ※台風の為中止

参加者数：延べ48名

②クロストーク アートの力は、社会的マイノリティーの人権に何ができるか？～演劇ワークショップからみえてきたこと～

これまでの朗読劇ワークショップを振り返り、社会的マイノリティーにどうアートの分野はアプローチができるのか、なぜアートが必要なのかについて、一般の参加者も交えて語り合う。

日 時：平成30年12月21日（金）

参加者数：16名

<新規>□宮崎県「保育士支援センター設置運営事業業務」

保育の仕事がしたい方の登録、保育士等の採用をしたい施設の求人募集の受付を行い、働きたい方への採用情報の提供、就職に関する相談等を受け、保育所等への就職サポートを実施。(有料職業紹介事業許可認定：平成30年10月1日)

登録者数：362名(保育士182名、保育補助75名、学生105名)

登録施設数：140施設 求人件数：158件(平成30年10月1日～) 相談件数：40件

<新規>□宮崎県総合博物館「特別展 むしむし虫展特設ショップ業務」

特別展 むしむし虫展～見る・聞く・触れる昆虫のふしぎ～の特設ショップの企画、運営。

実施期間：平成30年7月14日(土)～9月2日(日)

<新規>□宮崎市「子ども食堂ネットワーク応援業務」

(NPO法人みやざきママパパhappyとの共同体 支え合いの地域づくりネットワーク)

子どもたちの支援の入り口となる「子ども食堂」の取り組みを市内に広げるためのサポート、子どもの支援を行う専門家や関係団体等とのネットワークの構築、安心して子ども食堂の利用ができる環境の整備。

実施期間：平成30年11月6日～平成31年3月31日

①コーディネーター業務

②子ども食堂ネットワークの構築

子ども食堂登録団体 12団体

③「みやざき子ども食堂開設・運営マニュアル」作成

作成部数：120部

④「宮崎市子ども食堂勉強会」の開催

日 時：平成31年1月31日(木) 場 所：宮崎公立大学 交流センター 多目的ホール

講演名：「子ども食堂ってどんなところ？」 講師：湯浅誠 参加者数：110名

【補助事業】

□宮崎県平成30年度多様な子育て環境づくり支援事業「子どもの未来を支える多世代交流の場『トット』」

*4月～6月は「街の小さな音楽会～音育 はじめてみませんか」(自主事業)として実施

親子が出会い、共感しあい(音楽を通して)、学びあう(正しい情報に触れる)場をつくる。

実施場所：みやざき子ども文化センターEHILAイベントスペース

実施回数：17回(うち2回は自主事業で実施) 来場者数：延べ500名(子ども251名・大人249名)

※自主事業実施分含む

□宮崎県芸術文化協会平成30年度チャレンジ文化活動事業

「キッズ・アート・アカデミー～ワクワクドキドキから生まれた作品たち～」

異業種のアーティスト×アーティストが講師になり、アート体験、作品製作を行い、その作品を展示、発表の場の創出。

日 時：【アート体験・ワークショップ】平成30年10月8日(月祝)～12月8日(土)計7回

【作品展示】平成30年12月8日(土)～9日(日)

講師：松竹昭彦、上口将生、衛藤和洋、伊藤安希、神水流じん子、粉川真一、綾順博、金丸二夫

場 所：宮崎市生目の杜遊古館、みやざき子ども文化センターEHILAイベントスペース、みやざきアートセンター 参加者数：延べ410名

「子どもたちのダンスを通して、多文化共生、多元的な世界を体感する事業」

日本と香港の子どもたちが香港にてダンスキャンプを行い、2ヶ国（日本と香港）のアーティストから指導を受け、作品を創り、発表（日本、香港にて）を行う。

日 時：平成30年8月4日（土）～8日（水）ダンスキャンプ・公演【香港】

平成30年10月13日（土）香港アーティストとの凱旋公演【宮崎山形屋四季ふれあいモール】

平成31年1月26日（土）「ムーブメント」にて公演【メディキット県民文化センター】

講 師：んまつーぽス、Unlock Dancing Plaza

参加者数：延べ65名（子ども53名、大人12名）

□平成30年度宮崎市市民活動支援補助事業「街の合唱団～0歳から100歳超えの合唱団～」

合唱という共通の目的で多世代が街に集まり交流を図りながら、街の活性化にも寄与できる活動を宮崎市商業労政課との協働事業を行う。

実施回数：22回 登録者数：45名

参加者数：延べ359名

講 師：柏田ゆかり 曲 名：「みんながみんな英雄」「花は咲く」「ふるさと」「勇気100%」他
・「街の合唱団 with 子どもたち」

日 時：平成30年12月1日（土） 場 所：みやざきアートセンター 太陽の広場

出演団体：街の合唱団、宮崎市立大宮小学校、宮崎市江平第二児童クラブ

参加者数：200名

【助成事業】

□「子どもゆめ基金助成活動」独立行政法人 国立青少年教育振興機構

「キッズ・アート・アカデミー」として「演劇」や「ものづくり」などを通して子どもたちの文化芸術体験や、多様な人との出会いをつくり新しい自分を発見する。

「キッズ・アート・アカデミー ～こどもアート大作戦（木遊体験木）～」

実施期間：平成30年4月20日（金）～12月2日（土） 計11回

場 所：宮崎市きよたけ児童文化センター

講 師：守川美輪、金丸二夫、立花克樹

参加者数：延べ374名

「キッズ・アート・アカデミー「演じる」～子ども劇団空風スマイルシアター～」

実施期間：平成30年6月16日（土）～平成31年3月10日（日）（参加者20名） 練習：27回

劇 団 名：子ども劇団空風スマイルシアター

参加者数：延べ418名

発表公演：平成31年3月10日（日） 2回公演 場 所：神宮東自治公民館

講 師：永山智行、かみもと千春、伊藤海、濱砂崇浩、原口奈々

演 目：「こもれび」 原 作：原口奈々 演 出：永山智行

来場者数：延べ185名

「お芝居にチャレンジ！映画を撮ろう！」

実施期間：平成30年8月16日（木）～18日（土）

場 所：宮崎市田野児童センター 講 師：濱砂崇浩 映像撮影：伊達 忍

映画タイトル：DREAM LAND

参加者数：延べ45名

「アートドラムズXひなた」（和太鼓XART） 月2回 *4月～9月は【自主事業】として実施

実施期間：平成30年10月6日（土）～平成31年3月25日（月）

実施場所：太鼓研修センター響 和太鼓練習場

参加者数：延べ382名 ※自主事業実施分含む

・「ひなた秋合宿」

日 時：平成30年10月6日（土）～7日（日） 場 所：宮崎市生目の杜遊古館

講 師：八木隆之介、本田泉、濱田明良、山口孝治

参加イベント：おいでおいで子どもフェスタ、まつりえれこっちゃんみやざき2018、こどもアート祭、

日本太鼓ジュニアコンクール、太鼓Energy2018、ひなたサロン

「みんなで作ろう！アートフェスタ」

実 施 日：平成30年12月2日（日） 場 所：みやざきアートセンター

講 師：渡邊香代子、松本祐子、上口将生、杉原木三、戎井聖貴、永島誠司、浦上優希、後藤麻夫、

三枝淳子

参加者数：386名

□「ホッとアートプレゼント」（宮崎オーシャンライオンズクラブ助成）

「長期入院の子どもたちの心を癒す芸術との出会い事業」

実 施 日：平成30年4月6日（金）～月1回 保護者のためのリンパマッサージ

平成30年10月31日（水）ハロウィンコンサート

浜砂なぎさ（チェロ）、甲斐摩由美（ピアノ）、馬籠奈津子（歌）

平成30年12月21日（金）クリスマスコンサート

安部まり（ピアノ）、服部央（パーカッション）、領家久美子（歌）

場 所：宮崎大学医学部附属病院小児科病棟 プレイルーム

2-2. 課題解決のため自主事業を行いNPOとして使命を果たす。

【自主事業】

子どもたちが社会との接点を持ち、人との関わり合いの中で成長するために安全・安心な居場所をつくる。
さらに子どもたちが素晴らしい文化・芸術に触れる機会を創り、より豊かな心を育む事を目的とする。

□「キッズゴスペルクルー」（ゴスペル） 月3回

登録者数：14名

歌う楽しさや協力すること、表現することを学ぶ。

参加イベント：ジャズディプレイイベント、おいでおいで子どもフェスタ、パープルリボンキャンペーンイベント

□「キッズ☆スター」（ダンス） 月2回

登録者数：20名

コンテンポラリーダンスを通して子どもたちの表現力を高める。

参加イベント：第6回全日本小中学生ダンスコンクール九州大会、まつりえれこっちゃんみやざき2018、

Movement Art In Miyazaki、パープルリボンキャンペーンイベント、

ごちそうアーツ in 宮崎、香港凱旋公演、んまつーぽす×Unlock Dancing

Plaza 国際共同制作作品「グラスホッパー」、第24回照葉樹林文化シンポジウム

□「鑑賞教室事業」

西都市立都於郡小学校 平成30年7月13日（金） 大西映光と仲間たち

参加者数：150名

宮崎市立赤江中学校 平成30年11月1日（木） 山内達哉と仲間たち

参加者数：434名

□「みやざき子育てサポート事業」

子育て家庭の保護者が残業や出張、冠婚葬祭、子どもが病気の時（病気回復期）などに子どもの送迎や一時的な預かりをするセンターの運営。

利用実績数：333件（通常預かり326件、病後児預かり7件）

利用会員数：151名 サポート会員数：83名

□「ざぶん賞2018」(第17回)

ざぶん賞実行委員会に参加。

子どもの環境学習として「水」についての作文募集。

応募作品数：17作品

ざぶん文化賞：「故郷の水を伝えつなごたい」 高牟禮梨々香（宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校3年）

□「おもちゃ広場」（宮崎市きよたけ児童文化センターで実施）

未就学児を対象に親子で遊べる場を提供し育児支援を行う。

実施回数：50回

参加者数：973名

□「託児事業」

講演会、コンサート、サロン開催時等の子ども一時預かり事業。

実施回数：140回（申込み件数207件・キャンセル67件）

実施回数：140回

□「赤ちゃんの駅」事業

小さな子どもを持つ保護者が安心して外出できる環境づくりのため、授乳やおむつ替えのスペースを提供する施設として「赤ちゃんの駅」の設置推進を図る。

実施市町村：宮崎県下全26市町村

登録施設数：573件

□宮崎県教育委員会 アシスト企業登録「職場体験の受け入れ」

中学生、高校生、専門学校生、大学生、社会人のための職場体験、インターンシップの受け入れ。

- ・南九州短期大学 延べ96名 ・宮崎医療管理専門学校 26名 ・宮崎看護専門学校 17名
- ・大原簿記公務員専門学校宮崎校 11名
- ・宮崎県職員2年目研修 6名 ・宮崎市職員1年目体験研修 6名
- ・宮崎市立大塚中学校 2名 ・宮崎市立大淀中学校 2名 ・宮崎市立田野中学校 2名
- ・宮崎大学 2名 ・琉球大学 1名

□「みやざきアーティストバンク基盤整備事業」（実施なし）

県内在住のアーティストを企業、自治会、公民館など依頼のあったところにコーディネートする。

□「子どもアートサロンゆめのひろば」

「子どもたちの夢」を応援するための「ゆめのひろば」の開催。

「キッズ・アート・アカデミーワクワドキドキから生まれた作品たち～」で実施

□人と物が出会うマーケット

「これまで大切にしてきた物を、次世代の誰かに、大事に使ってもらいたい」そんな想いを持つ方が集まって人と物をつなぐマーケットを開催する。＊売り上げの半額は子どもたちを応援する事業へ寄付となる。

開催日：毎月第4日曜日（8月、12月を除く）

開催回数：5回

2-3. 情報発信、情報収集の充実

- ・「ホームページ」 随時更新（イベント日記・スタッフブログ含）
- ・「ニュースリリース発行」 月1回 みやざき子ども文化センター発行
- ・「TANO にこにこ通信」 月1回 宮崎市田野児童センター発行
- ・「田野しい子育て通信」 月1回 宮崎市田野地域子育て支援センター発行
- ・「すずしろ」 月1回 宮崎市きよたけ児童文化センター発行

2-4. 地域との連携事業

□宮崎県「子育てネットワーク」事務局

子育て支援団体による月1回の例会での情報交換他「子育て応援フェスティバル」「子育て講座」の開催。

「未来みやざき子育て応援フェスティバル実行委員会」事務局

「宮崎県多様な子育て環境づくり支援事業」事務局

参加団体数：25団体

□宮崎県「未来みやざき子育て応援フェスティバル開催事業実行委員会」事務局

子育て支援について関心を持ってもらうことと、子育て支援団体のネットワークを図り、子育て世代、祖父母世代、父親の育児参加について情報交換、交流の場をつくる。

①説明会

実施日：平成30年9月11日（火） 場 所：宮交シティ紫陽花ホール 参加団体数：82団体

②「未来みやざき子育て応援フェスティバル2018」

実施日：平成30年11月9日（土）・10日（日）

入場者数：4,000名

場 所：宮交シティ 紫陽花ホール、アポロの泉、ガリバー広場

出展団体及び協力団体：145団体（企業25、行政25、団体55、大学2、専門学校1、協賛29、

出演・協力団体8）

□宮崎県「多様な子育て環境づくり支援事業」事務局

宮崎県内外での子育て支援の取り組みを学び、ネットワーク同士の意見及び情報の交換会や勉強会を開催しさらなるネットワークの拡大・強化を図る。

日 時：平成30年9月28日（金）

場 所：都城市子育て世代活動支援センター「ふれびか」、都城市立図書館、都城市ウェルネス交流プラザ、日南市子育て支援センター「ことこと」

内 容：施設の視察及び地域の子育て支援団体との交流

参加者数：33名

□宮崎子育てネット「宮崎子どもをまもる地域ネットワーク育成強化事業」事務局

「宮崎子育てネット」に登録している団体が講師となり、子どもの育ちに関心がある個人や要保護児童に関する機関（学校、幼稚園、保育所、医療機関、行政機関）に対する「虐待、子どもの育ち」について研修を実施する。（虐待防止講座）

実施期間：平成30年5月1日～平成31年3月31日

講 師：「宮崎子育てネット」登録団体

実施回数：28回

□宮崎県里親連合会「宮崎県里親連合会事務局業務」

宮崎県下の里親の連絡を図るとともに、里親精神の高揚に努め、里親制度の堅実なる普及発展を期することを目的とする。

①会報「里親」（10月：第76号、3月：第77号）の発行

発行部数：各400部

②大会及び研修会参加

県内：各地区（中央・県北・県南）里親制度普及促進大会、研修会（各地区年1回開催）

県外：九州地区里親研修大会（北九州大会）、全国里親大会（石川大会 ※宮崎県里親連合会会長のみ参加）

③表彰：宮崎県里親連合会会長表彰

表彰数：2世帯3名

④宮崎県里親会機能強化事業実施業務

・中央・県北・県南各地区里親育成・連携強化業務

- ・里親賠償責任保険業務
- ・ふれあい家庭事業推進業務
- ・その他（フォスタリングチェンジプログラム養成コース6日間受講）

受講者：為実弘毅

□文化庁「文化芸術による子どもの育成事業（芸術家の派遣事業）」

NPO法人 MIYAZAKI C-DANCE CENTERとの協働事業。

講 師：3団体

実 施 校：木城町立木城小学校、宮崎市立倉岡小学校、綾町立綾小学校

参加者数：86名

□EHILAイベントスペースの活用

親子や地域の方がゆっくりくつろいで過ごせる場として開放、また講座やコンサートに利用している。

開放日：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）

- ・「街の小さな音楽会～音育はじめてみませんか～」、「おやこひろばトット」（会場として使用）

実施回数：17回

参加者数：延べ500名

- ・わざおきーず（演劇の稽古場として利用）

実施回数：27回

利用者数：延べ209名

- ・江平子安観音大祭（映写会会場として利用）

実 施 日：平成30年7月17日（火）、18日（水）

利用者数：延べ40名

その他、キッズ・アート・アカデミーの子ども劇団空風スマイルシアターの演劇練習会場として利用。

□ご寄付を頂きました

- ・「人と物が出会うマーケット」の売上げの半額は子どもたちを応援する事業へ寄付として頂きました。

□「キッズ・アート・アカデミー」基金

戸田勝様より頂きましたご寄付を元に、子どもたちの体験活動を実施するための基金として平成27年度に創設。

□ 連携団体

- ・宮崎県アシスト企業登録
- ・宮崎県未来みやざき子育て県民運動協議会登録
- ・宮崎県人権啓発推進協議会会員
- ・NPO法人チャイルドラインみやざき会員
- ・NPO法人宮崎文化本舗会員
- ・NPO法人子どもとメディア会員
- ・NPO法人子どもNPO・子ども劇場全国センター会員
- ・みやざき子ども未来ネットワーク会員
- ・NPO法人 MIYAZAKI C-DANCE CENTER
- ・NPO法人宮崎県ボランティア協会会員
- ・NPO法人NPOみやざき会員
- ・宮崎県地域づくりネットワーク協議会会員
- ・子どもの権利条約宮崎の会会員
- ・木城えほんの郷会員
- ・NPO法人Swing-By会員
- ・みやざき森づくりボランティア協議会会員
- ・一般社団法人地域活性化センター会員
- ・みやざきジュニア・オーケストラ後援会会員

平成30年度 活動計算書
平成30年4月1日～平成31年3月31日

特定非営利活動法人みやぎ子ども文化センター

科目		金額	
I 経常収益			
1. 受取会費	247,000		
		247,000	
2. 受取寄付金	2,264,375		
		2,264,375	
3. 受取委託金等	140,836,485		
		140,836,485	
4. 受取補助助成金等	3,949,804		
		3,949,804	
5. 事業収益	4,012,615		
		4,012,615	
6. その他収益	117,539		
		117,539	
			151,427,818
科目		金額	
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費	90,132,314		
	人件費計	90,132,314	
(2)その他経費	49,966,193		
	その他経費計	49,966,193	
事業費計		140,098,507	
2. 管理費			
(1)人件費	6,065,559		
	人件費計	6,065,559	
(2)その他経費	8,210,381		
	その他経費計	8,210,381	
管理費計		14,275,940	
経常費用計			154,374,447
当期経常増減額			-2,946,629
当期経常増減額			-2,946,629
前期繰越正味財産額(前期繰越)			21,245,159
次期繰越正味財産額(次期繰越)			18,298,530

貸 借 対 照 表

特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

平成31年3月31日現在

科目		金額		
I	資産の部			
1.	流動資産	26,805,546		
	流動資産合計		26,805,546	
2.	固定資産	787,159		
	固定資産合計		787,159	
	資産合計			27,592,705
II	負債の部			
1.	流動負債	9,294,175		
	流動負債合計		9,294,175	
	負債合計			9,294,175
III	正味財産の部			
	前期繰越正味財産		21,245,159	
	当期正味財産増減額		-2,946,629	
	正味財産合計			18,298,530
	負債及び正味財産合計			27,592,705

平成30年度 財産目録
(平成31年3月31日現在)

特定非営利活動法人 みやざき子ども文化センター

科 目・摘 要		金 額		
Ⅰ 資産の部				
流動資産				
現金預金				
現金	現金手許有高	1,664,987		
普通預金	宮崎銀行 東宮崎支店	5,065,561		
	宮崎銀行 東宮崎支店	223,166		
	宮崎太陽銀行 アートセンター支店	125,162		
	宮崎銀行 橘通支店	9,458		
	宮崎銀行 江平支店	346,128		
	宮崎銀行 神宮支店	3		
	郵便局	930,537		
	立替金 宮崎県虐待を防止するための保護者支援学習会	467,673		
	宮崎県里親連合会	128,258		
未収入金	支え合いの地域づくりネットワーク保証金	230,000		
	駐車場敷金	70,650		
	託児保険他	94,464		
	子どもゆめ基金	821,281		
	みやざきアートセンター	8,418,887		
	児童クラブ加配分	1,630,431		
	東京海上日動保険返戻金他	2,388,100		
仮払消費税	中間申告	4,171,200		
仮払金	託児事業	10,000		
前払金	キッズ・アート・アカデミー	9,600		
流 動 資 産 合 計			26,805,546	
備品	プロジェクター・スクリーン・印刷機	15,778		
建物設備	電気工事	496,231		
敷金	江平ビル104・105号・倉庫及び駐車場敷金	270,150		
出資金	江平2丁目商店街	5,000		
固 定 資 産 合 計			787,159	
資 産 合 計				27,592,705
Ⅱ 負債の部				
流動負債				
預り金	源泉所得税他	664,603		
未払金	3月分社会保険料他	1,779,670		
	3月分水道光熱費	13,249		
	3月分人件費	6,123,567		
	事業経費未払分	713,086		
流 動 負 債 合 計			9,294,175	
負 債 合 計				9,294,175
差 引 正 味 財 産				18,298,530

監 査 報 告 書

日 時 令和元年 5月15日 (水)
14:00～16:00

場 所 特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター
宮崎市江平西1丁目5番11号 江平ビル105号

添 付 書 類 1. 総勘定元帳及び領収書
2. 預金通帳
3. 決算書

監査の結果、適正に処理されていることを証明いたします。

監 事

森

一 代



黒、岩 雄 二



V 2019年度 基本方針・事業計画

1. 基本方針

子どもの権利条約第3条にある「子どもの最善の利益」及び31条「子どもが文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重」の理念に沿って、地域の活動団体や市民と連携を図りながら、一人ひとりの「子どもの育ち」に関心を持ち子どもとおとなが共に育ちあう場を作ります。

- 1) 「子どもの文化」に関する事業を行い、市民と共に子どもの社会参画のための事業を推進します。
- 2) 宮崎県内の子どもに関する諸団体とのネットワークを広げ、市民団体・企業・行政と協働し、子どもの成長を見守ります。
- 3) 地域に根差した活動を推進するために、指定管理事業、受託事業、補助事業、助成事業、自主事業などを通して行政や企業、財団などと協働しながら、人との出会いや子どもたちの体験事業を充実させます。
- 4) 国連の2030年までの目標である“誰一人取り残さない社会”の実現のための「継続可能な開発目標（SDGs※）」について考える機会を持ちます。※SDGs：Sustainable Development Goals. 2015年9月に国連サミットで採択された国際的な行動数値目標。

事業実施に関する事項

《 参照 》 【特定非営利活動に関わる事業】 定款第5条

- (1) 子どもの自主的な活動と社会参画への支援事業
- (2) 舞台芸術、表現活動に関する普及事業
- (3) 子どもの権利条約の実現に関する推進事業
- (4) 子どもと文化に関する研究、人材育成、講演会などの企画運営事業
- (5) 子育てに関する支援事業
- (6) 子どもの文化の発信と、子どもと文化に関する市民組織とのネットワークづくり
- (7) その他、この法人の目的達成のために必要な事業

2. 事業計画

実施期間：2019年4月1日～2020年3月31日

- #### 2-1. 指定管理事業、受託事業、補助事業、助成事業、自主事業を「子どもの育ちや子育て支援」、「子どもの文化芸術の振興」などを重点に地域と協働しながら居場所づくりや体験事業の充実を図る。

【指定管理事業】

宮崎市田野児童センター・宮崎市きよたけ児童文化センター・みやざきアートセンターの指定管理者として行政と協働しながら地域との連携も視野に入れ充実した事業内容にする。

0歳から18歳までの子どもの安全な居場所づくりや体験活動の充実を図る。

- ・「宮崎市田野児童センター管理運営（宮崎市田野地域子育て支援センター運営含む）」
- ・「宮崎市きよたけ児童文化センター管理運営」
- ・「みやざきアートセンター管理運営」（NPO法人宮崎文化本舗との共同体 みやざき文化村）

【受託事業・補助事業】

国、宮崎県、宮崎市、財団等からの委託や補助事業について、協働しながらより良い事業の推進を図る。

- ・「宮崎市児童クラブ運営業務（江平、田野）」

<新規>・「宮崎市児童クラブ運営業務（コペルキッズ）」

新たにコペルキッズ児童クラブの運営（対象学校：宮崎市立江平小学校、西池小学校、宮崎大学教育学部附属小学校）。

- ・「宮崎市生き生き地域子育て活動応援事業in 田野児童センター業務」
- ・「宮崎市ふるさと文化学習支援事業」
- ・「宮崎市小中学校芸術鑑賞派遣事業」
- ・「宮崎市夢創り人活性化事業」
- ・「宮崎市子どもアート創作展開催事業」
- ・「宮崎県医師会女性医師保育支援サービスモデル事業実施業務」

子育て中の女性医師等が、急な残業や出張、子どもが病気の時（病気回復期）などに、安心して子どもを預けることができる一時的な預かり保育のサポートを支援するもので、宮崎県医師会より委託を受け実施。

<新規>・「宮崎県里親普及促進センター運営業務」

里親普及促進センターの運営を通じて、社会的養護が必要な児童の養育について、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、里親のリクルート、研修、マッチング、里親家庭での養育への支援に至るまでの一貫した里親支援を総合的に実施する。

- ・「宮崎県保育士支援センター運営体制整備事業」

保育士不足を補うために、潜在保育士の掘り起こしや保育現場への再就職を支援する。

- ・「宮崎市子ども食堂ネットワーク応援業務」

（NPO法人みやざきママパパhappyとの共同体 支え合いの地域づくりネットワーク）

子どもたちの支援の入り口となる「子ども食堂」の取り組みを市内に広げるためのサポート、子どもの支援を行う専門家や関係団体等とのネットワークの構築、安心して子ども食堂の利用ができる環境の整備。

<新規>・「宮崎市日露交歓コンサート開催業務」

日 時：2019年9月7日（土） 場 所：宮崎市民文化ホール

【助成事業】

- ・子どもゆめ基金（独立行政法人 国立青少年教育振興機構）
「演じる」、「ものづくり」を実施。
- ・「長期入院の子どもの心を癒す芸術との出会い事業 ホットアートプレゼント」
宮崎オーシャンライオンズクラブ助成・キッズ・アート・アカデミー基金

- ①「入院中の子どもや付添いの保護者のための体のほぐし」 月1回実施
- ②「長期入院中の子どものための読み聞かせとコンサート」 年2回実施
- ③「児童養護施設でのコンサート」 年1回実施

2-2. みやざき子ども文化センターの基本方針に基づき自主事業を行う。

【自主事業】

子どもたちが社会との接点を持ち、人との関わり合いの中で成長するために安全・安心な居場所をつくる。
さらに子どもたちが素晴らしい文化・芸術に触れる機会を創り、より豊かな心を育む事を目的とする。

・「キッズ・アート・アカデミー」

子どもたちの文化芸術体験活動として、ダンス、演劇、和太鼓、ものづくりなどを実施。

①「キッズ☆スター」(ダンス) 月2回

コンテンポラリーダンスを通して子どもたちの表現力を高める。

②「子ども劇団空風スマイルシアター」(演じる) 月2回

子どもたちの心と体を開放し、のびのびと自分を表現できる時間と場を提供。

③「アートドラムズ×ひなた」(和太鼓×ART) 月2回

和太鼓と様々なアートを組み合わせることで和太鼓の可能性を広げ、日本の和の文化の温かみに触れ、礼節を学ぶ。

④「ものづくり」 不定期

陶芸や模型、工作など自由な発想で表現し作品を作り上げる。

⑤「子どもアートサロンゆめのひろば」

「子どもたちの夢」を応援するための「ゆめのひろば」の開催。

・「街の小さな音楽会」～音育はじめてみませんか～

乳幼児と親子のためのコンサートの開催。生の音楽に触れる機会の少ない親子のために気軽に参加できる場をつくる。

・「おやこひろば「トット」

子どもの未来を考える多世代交流の場の開設。

・「みやざき子育てサポート事業」

子育て家庭が、急な残業や出張、冠婚葬祭、子どもが病気の時等に一時的な預かり保育ができるよう、養成講座を開催し、サポーター、利用会員などを募集する。地域における子育て支援機能の充実を図る。

・「託児事業」

講演会、コンサート、サロン開催時等の子ども一時預かり事業。

法人契約:公益財団法人宮崎県立芸術劇場、株式会社セブン・イレブン・ジャパン

・「赤ちゃんの駅事業」

乳幼児を抱える保護者が気軽におむつ替えや授乳ができる場所を登録し「子育てにやさしいまちづくり」を目指す。

・「鑑賞教室事業」

県内の小中学校へ舞台芸術、文化、表現活動に関する情報発信、普及をする。

- ・木城町役場教育課（木城小学校） 2019年6月13日（木） VIOLIZM
- ・川南町立国光原中学校 2019年6月20日（木） 橘太鼓 響座
- ・「**ざぶん賞2019**」ざぶん賞実行委員会に参加
子どもの環境学習として「水」についての作文募集。
- ・「**職場体験**」
中学生、高校生、専門学校生、大学生、社会人のための職場体験。
- ・「**NPO法人みやざき子ども文化センター20周年企画準備委員会の立ち上げ**」
当団体設立20周年に向けてイベント等の企画準備委員会の立ち上げ。

2-3. 情報発信、情報収集の充実

- ・「ホームページ」「スタッフブログ」 随時更新
- ・「ニュースリリース発行」 月1回 みやざき子ども文化センター発行
- ・「TANO にこにこ通信」 月1回 宮崎市田野児童センター発行
- ・「田野しい子育て通信」 月1回 宮崎市田野地域子育て支援センター発行
- ・「すずしろ」 月1回 宮崎市きよたけ児童文化センター発行

宮崎県、宮崎市、子育て支援センター、図書館、宮崎市民プラザ、社会福祉協議会、小児科等に配布。

2-4. 地域との連携事業

・「子育てネットワーク みやざき」事務局

25団体による月1回の例会で情報交換、交流会の実施及び「子育て講座」の開催。

- ・「未来みやざき子育て応援フェスティバル2019」の開催に向けて実行委員会を月1回実施
日 時：2019年11月9日（土）、10（日） 場 所：宮交シティ

・「宮崎県子どもをまもる地域ネットワーク育成強化事業」事務局

子ども虐待防止研修 県内の幼稚園、保育園、小中学校、高等学校、施設、自治会などで実施。

（年30回実施予定）

・「宮崎県里親連合会」事務局業務

宮崎県下の里親の連絡を図るとともに、里親精神の高揚に努め、里親制度の堅実なる普及発展を期することを目的とする。

・文化庁「文化芸術による子どもの育成事業」

（NPO法人 MIYAZAKI C-DANCE CENTERとの協働事業）

芸術家を講師として招き、話を聞き、実技指導を受ける。直接、芸術文化に見て触れて体験する。

連携団体

- ・宮崎県アシスト企業登録
- ・宮崎県未来みやざき子育て県民運動協議会登録
- ・宮崎県人権啓発推進協議会会員
- ・NPO法人チャイルドラインみやざき会員
- ・NPO法人宮崎県ボランティア協会会員
- ・宮崎県地域づくりネットワーク協議会会員
- ・木城えほんの郷会員
- ・NPO法人Swing-By会員

- ・NPO法人宮崎文化本舗会員
- ・NPO法人子どもとメディア会員
- ・みやざき子ども未来ネットワーク会員

- ・みやざき森づくりボランティア協会会員
- ・一般社団法人地域活性化センター会員
- ・宮崎ジュニア・オーケストラ後援会会員

ご寄付を頂きました

Jトラストカード株式会社 様

2019年度 活動予算書

2019年4月1日～2020年3月31日

特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

科目		金額	
I 経常収益			
1. 受取会費	200,000		
		200,000	
2. 受取寄付金	50,000		
		50,000	
3. 受取委託金等	124,753,302		
		124,753,302	
4. 受取補助助成金等	2,066,000		
		2,066,000	
5. 事業収益	3,182,000		
		3,182,000	
6. その他収益	1,000		
		1,000	
			130,252,302
科目		金額	
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費	79,050,000		
	人件費計	79,050,000	
(2)その他経費	44,600,000		
	その他経費計	44,600,000	
	事業費計		123,650,000
2. 管理費			
(1)人件費	940,000		
	人件費計	940,000	
(2)その他経費	6,050,000		
	その他経費計	6,050,000	
	管理費計		6,990,000
経常費用計			130,640,000
当期経常増減額			-387,698
当期正味財産増減額			-387,698
前期繰越正味財産額(前期繰越)			18,298,530
次期繰越正味財産額(次期繰越)			17,910,832

4. 2019年度 役員

特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

役員・監事・顧問

2019年4月1日から2020年3月31日

【理事】

役 職 名		氏 名
理 事 会	代 表 理 事	片野坂 千鶴子
	理 事	石 田 達 也
		後 藤 幾 子
		後 藤 麻 夫
		根 岸 裕 孝
		新 名 典 忠
		長谷川 恵 子
		金 丸 二 夫
		土 田 浩

【監事・顧問】

役 職 名		氏 名
監 事		黒 岩 雄 二
		森 一 代
顧 問		清 川 輝 基
		井 上 優

設 立 趣 旨 書

1 趣旨

みやざき子ども文化センターは子ども達の文化芸術への参加、市民としての社会参画の機会を拡げ、健やかな成長に寄与し、すべての子ども達が子どもとして、大人と共にのびやかで豊かに生きられる社会を目指し活動をすすめていきます。

子どもは母の胎内において、生命の歴史を繰り返して外界に生まれ出てきますが、人として成熟するには、さらに様々な経験を必要とします。子どもたちは大人から注がれる愛情をいっぱい浴びながら、多くの仲間とのあそびや、美しい自然や真の芸術にふれ、喜びや感動を体験することで、豊かな感性を育み、人間として生きる力を獲得していきます。このことは1994年に我が国が批准した国際条約「子どもの権利に関する条約」に謳われています。

しかし、60年代の高度経済成長期以降、環境破壊が進み、心身ともに発達途上にある子どもに必要な空間をはじめ、多くのものが奪われてきているのが現状です。また、文化面においても、利益優先の児童文化の氾濫とメディア情報は、地域社会における子どもの生活文化を崩壊させました。子ども達は仲間と過ごす自由な時間を失うなど、多大なリスクを負わされています。これらはすでに、子ども達の心身の歪みとなって表面化し、大きな社会問題となってきています。この状況を改善していくには、大人自身が変わらなければなりません。

子ども劇場はこのことにいち早く気づき、33年前福岡で活動をはじめました。宮崎にも1976年にみやざきおやこ劇場として発足しました。当初より、子ども達の健全な発達を保障する環境づくりを目指し、芸術文化との出会いや様々な生活体験が不可欠であると考え、地域に根ざした自主的な活動やネットワークづくりをすすめてきました。こうした子ども劇場の理念が21世紀を目前に、ようやく社会の共通認識になろうとしています。

そして1998年12月に施行された特定非営利活動促進法（NPO法）により市民活動が社会的に位置づけられ、25周年を迎えようとする私達におおきな希望と勇気をもたらしました。今、これまでの蓄積された経験をもって、新たな段階へと踏み出します。

私達は子ども劇場おやこ劇場をはじめとする諸団体とともに、活動をさらに推進し、子どもの成長に寄与することを目的に、特定非営利活動法人「みやざき子ども文化センター」を設立します。未来を担う子ども達の夢を実現するために、私達大人自身が夢を持って生き、たった一度しかない「子ども時代」を、子ども自身にとって価値があり、輝きある時代となることを願い、活動をすすめていきます。

2 申請に至るまでの経過

2000年3月29日 特定非営利活動法人設立準備室発足

2000年6月24日 特定非営利活動法人設立総会

2000年6月24日

特定非営利活動法人の名称

みやざき子ども文化センター

宮崎市大和町48第3都成ハイツ315号

設立者氏名 川崎 わか子

特定非営利活動法人 みやざき子ども文化センター定款

第1章 総則

【名称】

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みやざき子ども文化センターといいます。

【事務所】

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎市に置きます。

【目的】

第3条 この法人は、「子どもの育ち」や「子どもの文化」に関心を持つ市民や諸団体と連携・交流・支援を図りながら、子どもの健やかな成長に寄与し地域で子育てをするための環境整備に努め、子どもたちの体験を重視しながら文化芸術への参加・社会参画の機会を拡げます。また、子どもの育ちを支援するため職業紹介事業を進めます。

【特定非営利活動の種類】

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行います。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動。
- (2) 文化・芸術の振興を図る活動。
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動。
- (4) 社会教育の推進を図る活動。
- (5) まちづくりの推進を図る活動。
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

【特定非営利活動に係る事業】

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 子どもの自主的な活動と社会参画への支援事業。
- (2) 舞台芸術、表現活動に関する普及事業。
- (3) 子どもの権利条約の実現に関する推進事業。
- (4) 子どもと文化に関する研究、人材育成、講演会などの企画運営事業。
- (5) 子育てに関する支援事業。
- (6) 子どもの文化の発信と、子どもと文化に関する市民組織とのネットワークづくり。
- (7) その他、この法人の目的達成のために必要な事業。

第2章 会員

【種別】

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とします。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、活動を推進するために入会した個人又は団体。
- (2) 支援会員 この法人の目的に賛同し、支援するために入会した個人又は団体・企業。

【入会】

第7条 正会員または支援会員は、次に掲げる条件を備えるものとします。

- (1) 正会員の条件
 - ① 子ども・文化に関わる活動を継続的に行う個人又は団体。
 - ② この法人の設立の趣旨及び定款に反しない個人又は団体。
- (2) 支援会員の条件
 - ① この法人の継続的な支援を行う意志のある個人又は団体・企業。
 - ② この法人の設立の趣旨及び定款に反しない個人又は団体・企業。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申し込書により代表理事に申し込むものとし、代表理事は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは正当な理由がない限り、入会を認めるものとします。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にそ

の旨を通知するものとします。

【会費】

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入するものとします。

【会員の資格の喪失】

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体・企業が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

【退会】

第10条 正会員は、代表理事が別に定める退会届を、代表理事に提出して任意に退会することができます。

【除名】

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができます。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるものとします。

- (1) この法人の定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

【抛出金品の不返還】

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しないものとします。

第3章 役員及び顧問

【種別及び定数】

第13条 この法人に、次の役員を置きます。

- (1) 理 事 5人以上20人以内
- (2) 監 事 2人

2 理事のうち1人ないし3人を代表理事、若干名を常任理事とします。

【選任等】

第14条 理事及び監事は、総会において選任します。

2 代表理事は、理事の互選により定めます。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならないこととします。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができないものとします。

【職務】

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括します。

2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行します。

3 代表理事・常任理事は常任理事会を構成し、理事会の議決と常任理事会の協議に基づき、この法人の業務の執行を日常的に統括します。

4 事務局長は理事会の議決と常任理事会の協議に基づき、事務局の業務を統括します。

5 監事は、次に掲げる職務を行います。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の召集を請求すること。

【任期等】

第16条 役員の任期は、2年とします。ただし、再任は妨げないものとします。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存

期間とします。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うこととします。

【欠員補充】

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充します。

【解任】

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができます。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるものとします。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

【報酬等】

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができます。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができます。
- 3 前 2 号に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定めます。

【顧問及び相談役】

第 20 条 この法人に顧問及び相談役を置くことができます。

- 2 顧問及び相談役は、代表理事が理事会の議決を経て委嘱します。
- 3 顧問及び相談役に関して必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て別に定めます。

第 4 章 事務局

【事務局】

第 21 条 この法人に、事務局を置きます。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置きます。
- 3 事務局長は、代表理事が理事会の議決を経て常任理事の中から任免するものとします。その他の職員は、代表理事が任免します。

第 5 章 総会

【種類及び構成】

第 22 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とします。

- 2 総会は正会員をもって構成します。

【権能】

第 23 条 総会は、以下の事項について議決します。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任
- (7) 会費の額
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

【開催】

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催します。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から召集があったとき。

【召集】

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が召集します。

- 2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して

30日以内に臨時総会を招集しなければならないものとします。

3 総会を招集するときは、正会員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに召集の通知を発信することとします。

【議長】

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出します。

【定足数】

第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができないものとします。

【議決】

第28条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとします。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しません。

2 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とします。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の1以上の同意があった場合は、この限りではありません。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わることはできません。

【書面表決等】

第29条 各正会員の表決権は、一人（一団体）一票とします。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができます。

3 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければなりません。

4 第1項の規定により表決権を行使した正会員は、第27条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなします。

【議事録】

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成することとします。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記する。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録については、議長及びその会議において選任された2名以上の議事録署名人が署名することとします。

第6章 理事会

【構成】

第31条 理事会は、理事をもって構成します。

【権能】

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決します。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

【開催】

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

【召集】

第34条 理事会は、代表理事が召集します。

2 代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から起算して20日以内に理事会を招集することとします。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに召集の通知を発信することとします。

【議長】

第35条 理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名したものがこれにあたります。

【定足数】

第36条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開催することができません。

【議決】

第37条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとします。

2 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とします。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の1以上の同意があった場合は、この限りではないものとします。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項の議決に加わることはできません。

【書面表決等】

第38条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができます。

2 前項の規定により表決権を行使した理事は、第36条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなします。

【議事録】

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとします。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記する。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほかその会議において選任された2名以上の議事録署名人が署名することとします。

第7章 資産及び会計

【資産の構成】

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成します。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

【資産の管理】

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定めます。

【会計の原則】

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとします。

【事業計画及び予算】

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経ることとします。

【暫定予算】

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができます。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなします。

【臨機の措置】

第 45 条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならないこととします。

【事業報告及び決算】

第 46 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならないこととします。

【剰余金の処分】

第 47 条 この法人の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとします。

【事業年度】

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わります。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

【定款の変更】

第 49 条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければなりません。

2 前項の規定に関わらず、法第 25 条第 3 項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く定款の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届けるものとします

【解散】

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散します。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を得るものとします。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければなりません。

【清算人の選任】

第 51 条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く）は、代表理事が清算人となります。

【残余財産の帰属】

第 52 条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く）に存する残余財産は総会において正会員の過半数の議決を経て、特定非営利活動法人に譲渡するものとします。

【合併】

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければなりません。

第 9 章 公告の方法

【公告の方法】

第 54 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲示して行います。

第 10 章 雑則

【細則】

第 55 条 この定款の施行についての必要な細則は、代表理事が理事会の議決を経てこれを定めます。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行します。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿の通りとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず成立の日から平成14年5月31日までとします。
- 3 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによります。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとします。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とします。
 - (1) 個人正会員 年会費1口 10,000円
団体正会員 年会費1口 10,000円
 - (2) 個人支援会員 年会費1口 3,000円
団体支援会員 年会費1口 10,000円
企業支援会員 年会費1口 30,000円
- 6 平成18年5月27日、平成18年度通常総会にて第3条を改正
- 7 平成21年5月26日、平成21年度通常総会にて第3条を改正
- 8 平成24年5月28日、平成24年度通常総会にて一部を改正
- 9 平成29年5月26日、平成29年度通常総会にて第54条を改正
- 10 平成30年5月25日、平成30年度通常総会にて第3条を改正

これは、当法人の定款である。

宮崎県宮崎市江平西1丁目5番11号105号

特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

代表理事 片野坂 千鶴子

◆特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

〒880-0051 宮崎市江平西1丁目5番11号 江平ビル104・105

TEL: 0985-61-7590 FAX: 0985-61-3635

HP: <http://www.kodomo-bunka.org/> E-mail: center@kodomo-bunka.org